

## 学校いじめ防止基本方針

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、桜が丘特別支援学校の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するため、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（平成25年10月文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめの未然防止、早期発見を実効的かつ組織的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

#### <構成員>

校長（委員長）、教頭、各部主事、生徒指導主事・生活指導主任（担当部）、教務主任、養護教諭、カウンセラー、関係職員、外部委員（必要に応じて）

※ただし、全ての事案への対応に際しては、全教職員で共通理解を図りながら進める。

#### <役割>

- ・「学校いじめ防止基本方針」の取組の実施と全職員への周知
- ・いじめの防止及び早期発見の取組
- ・いじめ事案に対する対応

### 3 いじめの防止～いじめを生まない学校づくり～

- ・いじめにつながる言動等に常に心を配り、適時に適切な指導を行う。また、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図る。
- ・人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導に努める。すべての教育活動を通して、社会性を培う取組や人間関係を育成する指導、支援を継続する。
- ・児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活の中で、障害の特性や発達段階に応じて「夢・憧れ・志」を育み教育等を推進し、自己肯定感を高める。

#### 4 いじめの早期発見

- 児童生徒の欠席、遅刻の状況や学校生活での小さなサインを見逃さないように観察し把握する。
- 定期的なアンケート調査や個別面談等を実施し、児童生徒の悩みなどを把握する。
- 日頃から、保護者や児童生徒が利用している福祉施設等関係機関と情報共有に努め、児童生徒の様子について把握する。

#### 3 いじめに対する措置

##### (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

##### (2) 育友会及び教育委員会等、関係機関等との連携

いじめ事案が発生した場合は、必要に応じて育友会と協働して対応する。児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

##### (3) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行う。また、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行い、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

##### (4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。確実な情報を迅速に保護者へ伝え、継続的な助言を行う。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであるとして認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。

##### (5) いじめの事実調査

アンケート調査や個別面談等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行う。

##### (6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

#### 5 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表する。